

2025 年 8 月 1 日

## 吸収分割に係る事後開示書類

東京都世田谷区北沢二丁目 5 番 2 号  
株式会社 yutori  
代表取締役 片石 貴展

東京都世田谷区北沢二丁目 5 番 2 号  
株式会社 YZ  
代表取締役 船橋 誠

株式会社 yutori(以下「吸収分割会社」といいます。)と株式会社 YZ(以下「吸収分割承継会社」といいます。)とは、2025 年 5 月 14 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2025 年 8 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社がヤングカルチャー事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)により承継させました。本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日  
2025 年 8 月 1 日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求(会社法第 785 条)

吸収分割会社は、2025 年 5 月 16 日付で、株主に対し、本吸収分割を行う旨並びに吸収分割承継会社の商号及び住所を公告しましたが、所定の期間内に会社法第 785 条に基づく株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

② 新株予約権買取請求(会社法第 787 条)

本吸収分割に際して、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条に基づく新株予約権買取請求に関する手続きは行っておりません。

③ 債権者の異議(会社法第 789 条)

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 5

月 16 日付の官報公告及び電子公告にて、吸収分割をする旨、吸収分割承継会社の商号及び住所、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を公告しましたが、所定の期間内に会社法第 789 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 に基づき、吸収分割承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求(会社法第 797 条)

吸収分割承継会社は、2025 年 5 月 16 日付で、株主に対し、本吸収分割を行う旨並びに吸収分割会社の商号及び住所を公告しましたが、所定の期間内に会社法第 797 条に基づく株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

② 債権者の異議(会社法第 799 条)

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 5 月 16 日付の官報公告及び知れている債権者に対する個別催告にて、吸収分割をする旨、吸収分割会社の商号及び住所、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を公告及び催告しましたが、所定の期間内に会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 8 月 1 日付で、吸収分割会社から、吸収分割会社が営むヤングカルチャー事業に関して有する権利義務を本吸収分割に係る吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本吸収分割の効力発生日である 2025 年 8 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上